

【追加・変更情報】

商品コード：110-4795

新版「通関士」合格の基礎知識

【法改正にともなう追加・変更情報】

◎本書の記述において、下記のとおり読み替えをお願いいたします。

【2015年7月9日】

刷	頁	(変更箇所)	(変更前)	(追加・変更後)															
↓本文																			
1 ～ 7	p32	図 1-11	麻薬・向精神薬・大麻・あへん・けし がら・覚醒剤など	麻薬・向精神薬・大麻・あへん・けし がら・覚醒剤及び指定薬物															
1 ～ 7	p38	(2)他法令の許可、承認などのない貨物 4行目	「薬事法」などが	「※医薬品医療機器等法」などが															
1 ～ 7	p38	(2)他法令の許可、承認などのない貨物 9行目の後に追加		※医薬品医療機器等法は、正式名称を「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」といいます。これは旧薬事法が改正されたものです。															
1 ～ 7	p100	延滞税の計算式	×2.9%	×2.8%															
		6行目 計算式	×2.9%	×2.8%															
			14,857円	14,345円															
		8行目	14,800円になりますね。	14,300円になりますね。															
		9行目	延滞税 14,800円	延滞税 14,300円															
		14行目	平成22年1月1日から25年12月31日までは4.3%が適用されています。そして、平成26年1月1日からは2.9%となりました。	平成22年1月1日から25年12月31日までは4.3%、平成26年1月1日からは2.9%、平成27年1月1日からは2.8%となりました。															
	(3)税関長の更正があった場合 7行目	同様に14,800円です。	同様に14,300円です。																
1 ～ 7	p102	図 2-7	以下のとおり差し替え																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自主的に修正申告した場合</th> <th>税関長の更正があった場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額の不足分</td> <td>8,500,000円</td> <td>8,500,000円</td> </tr> <tr> <td>延滞税</td> <td>14,300円</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算税</td> <td>課税されない</td> <td>1,025,000円</td> </tr> <tr> <td>負担税額の合計</td> <td>8,514,300円</td> <td>9,539,300円</td> </tr> </tbody> </table>			自主的に修正申告した場合	税関長の更正があった場合	税額の不足分	8,500,000円	8,500,000円	延滞税	14,300円	14,300円	過少申告加算税	課税されない	1,025,000円	負担税額の合計	8,514,300円	9,539,300円
	自主的に修正申告した場合	税関長の更正があった場合																	
税額の不足分	8,500,000円	8,500,000円																	
延滞税	14,300円	14,300円																	
過少申告加算税	課税されない	1,025,000円																	
負担税額の合計	8,514,300円	9,539,300円																	
1 ～ 7	p200	7行目	なお、日本は平成24年4月1日現在	なお、日本は平成27年4月1日現在															
		9行目	及びペルーと経済連携協定を締結し、	ペルー、オーストラリア、及びモンゴルと経済連携協定を締結し、															